

水戸市国民保護計画

平成19年4月

水戸市

はじめに

恒久的平和の実現は、人類共通の願いであり、我が国の平和と安全は、国の外交努力や自治体・民間の国際交流等により確保しなければならないものと考えております。

本市においては、世界の平和と全ての国の核兵器の全面撤廃を求め、昭和 60 年に核兵器廃絶平和都市の宣言を行いました。また、昭和 51 年にアメリカ合衆国のアナハイム市と国際親善姉妹都市の盟約を結び、交流を行うとともに、平成 12 年には、中国の重慶市と友好交流都市の提携を行い、交流を進めております。こうした都市間交流のほか、平成 10 年に設置した国際交流センターを拠点として、世界の多様な人々との相互理解を深め、誰もが参加できる継続的な国際交流を推進するため、各種事業を展開しているところです。

しかし、このような様々な努力にもかかわらず、万が一我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備え、万全の体制を整えておくことは、大変重要なことであると考えます。

本計画は、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小とするよう、住民の避難、避難住民の救援などを的確かつ迅速に実施するため、国民保護法の定めに基づき策定いたしました。

今後、この計画に基づき、国や県及び関係機関等と連携協力して備えてまいりたいと考えております。

市民の皆様方のご理解と自発的なご協力をお願いいたしますとともに、この計画に基づく措置が現実として実行に移されることがないように、世界の平和を祈ります。

平成 19 年 3 月

水戸市長 加藤 浩一

用語 (本計画で使用する主な用語の定義・正式名称等は、次のとおりです。)

- 【安否情報省令】 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」(平成17年総務省令第44号)
- 【基本指針】 「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)
- 【救援の程度及び基準】 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号)
- 【緊急処理事態】 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
- 【警察官等】 警察官，自衛官等
- 【県】 茨城県知事及びその他県の執行機関
- 【県国民保護計画】 「茨城県国民保護計画」
- 【県対策本部】 「茨城県国民保護対策本部」
- 【国民保護措置】 「国民の保護のための措置」
対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国，地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命，身体及び財産を保護するために実施するものであり，避難，救援，武力攻撃災害への対処等
- 【国民保護法】 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)
- 【国民保護法施行令】 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」(平成16年政令第275号)
- 【市】 水戸市長及びその他市の執行機関
- 【市緊急事態対策本部】 「水戸市緊急事態対策本部」
事案覚知時又は事態認定時において設置する市が国民保護法等に基づく措置を行うための初動体制
- 【市国民保護計画】 「水戸市国民保護計画」

【市国民保護協議会】	「水戸市国民保護協議会」
【市対策本部】	「水戸市国民保護対策本部」
【市地域防災計画】	「水戸市地域防災計画」
【消防吏員等】	消防吏員，警察官等
【生活関連等施設】	発電所，浄水施設，危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で，その安全を確保しなければ，国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設
【生活関連物資等】	国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務
【ダーティボム】	ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり，目標を長期間使用不能にしたり，心理的圧迫を与える
【対処基本方針】	武力攻撃事態等に至ったときに，政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
【特殊標章等】	ジュネーヴ条約第一追加議定書に規定される特殊標章，身分証明書
【武力攻撃】	我が国に対する外部からの武力攻撃
【武力攻撃事態】	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
【武力攻撃事態等】	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
【武力攻撃予測事態】	武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態
【利用指針】	「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」(平成16年法律第114号)で規定する利用指針
【NBC】	N：Nuclear（核） B：Biological（生物） C：Chemical（化学）の総称

- (法) 国民保護法の条・項
- (県) 茨城県国民保護計画の編・章・項・節
- (基) 基本指針の章・節
- (条例) 水戸市国民保護対策本部及び水戸市緊急対処事態対策本部条例

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画の目的，市の責務，構成等	1
1	市国民保護計画の目的及び市の責務	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し，変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的，社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態	16
2	緊急処理事態	21
第2編	平素からの備え	23
第1章	組織・体制の整備等	23
第1節	市における組織・体制の整備	23
1	市の各部等における平素の業務	23
2	市職員の参集基準等	24
3	消防機関の体制	25
第2節	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	27
3	近接市町村との連携	28
4	指定公共機関等との連携	28
5	ボランティア団体等に対する支援	29
第3節	通信の確保	30
第4節	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
第5節	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35

第2章	避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等	39
第3章	物資及び資材の備蓄，整備	41
1	市における備蓄	41
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第4章	国民保護に関する啓発	43
1	国民保護措置に関する啓発	43
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
第3編	武力攻撃事態等への対処	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1	事態認定前における市緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	44
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	46
第2章	市対策本部の設置等	47
1	市対策本部の設置	47
2	通信の確保	52
第3章	関係機関相互の連携	53
1	国・県の対策本部との連携	53
2	知事，指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6	市の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	57
第1節	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	59
第2節	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の通知・伝達	60
2	避難実施要領の策定	61
3	避難住民の誘導	65
4	武力攻撃事態の類型ごとの避難措置の特徴	68

第5章	救援	7 1
1	救援の実施	7 1
2	関係機関との連携	7 1
3	救援の内容	7 2
第6章	安否情報の収集・提供	7 5
1	安否情報の収集	7 5
2	県に対する報告	7 6
3	安否情報の照会に対する回答	7 6
4	日本赤十字社に対する協力	7 7
第7章	武力攻撃災害への対処	7 8
第1節	武力攻撃災害への対処	7 8
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 8
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 8
第2節	応急措置等	7 9
1	退避の指示	7 9
2	警戒区域の設定	8 0
3	応急公用負担等	8 1
4	消防に関する措置等	8 2
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	8 4
1	生活関連等施設の安全確保	8 4
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 4
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	8 6
1	武力攻撃原子力災害への対処	8 6
2	NBC攻撃による災害への対処	8 7
第8章	被災情報の収集及び報告	9 1
1	被災情報の収集及び報告	9 1
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9 2
1	保健衛生の確保	9 2
2	廃棄物の処理	9 3
第10章	国民生活の安定に関する措置	9 4
1	生活関連物資等の価格安定	9 4
2	避難住民等の生活安定等	9 4
3	生活基盤等の確保	9 4
第11章	特殊標章等の交付及び管理	9 5
第4編	復旧等	9 8
第1章	応急の復旧	9 8
1	基本的考え方	9 8
2	公共的施設の応急の復旧	9 8
第2章	武力攻撃災害の復旧	9 9

第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国・県への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	101
第5編	緊急対処事態への対処	102
1	緊急対処事態	102
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	102

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の目的，市の責務，構成等

市は，住民の生命，身体及び財産を保護する責務にかんがみ，国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため，市国民保護計画の目的，市の責務及び構成等については，次のとおりとします。

1 市国民保護計画の目的及び市の責務

(1) 市国民保護計画の目的（法 1，35- ）

市国民保護計画は，武力攻撃事態等から住民の生命，身体及び財産を保護し，市民生活や市民経済への影響が最小となるよう，住民の避難，避難住民の救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として，国民保護法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき策定します。

(2) 市の責務（法 3- ，16 ）（県 1-1-5）

市は，武力攻撃事態等において，国民保護法その他の法令，基本指針及び県国民保護計画を踏まえ，本計画に基づき，住民の協力を得つつ，関係機関と連携協力し，国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに，市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法 35- ）

市国民保護計画においては，市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めます。

(4) 市地域防災計画との関連

この計画に明記されていない事項については，市地域防災計画に定められている防災に関する既存の取り組みを準用して行うこととします。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，次の各編により構成します。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し（法35）（基6）

市国民保護計画については，今後，国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては，市国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとします。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法35，39）

市国民保護計画の変更にあたっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，市国民保護協議会に諮問のうえ，知事に協議し，市議会に報告するとともに，公表します。（ただし，国民保護法施行令で定める軽微な変更については，市国民保護協議会への諮問及び知事への協議を要しないこととなっています。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たっての基本方針は、次のとおりとします。

(1) 基本的人権の尊重（法5, 174）（基1- ）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行います。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済（法6）（基1- ）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 住民に対する情報提供（法8）（基1- ）

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3）（基1- ）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 住民の協力（法4）（基1- ）

市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力を行うよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）（基1- ）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（法7）（基1- ）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、

その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に特に配慮します。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22，115 ）（基 1- ）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

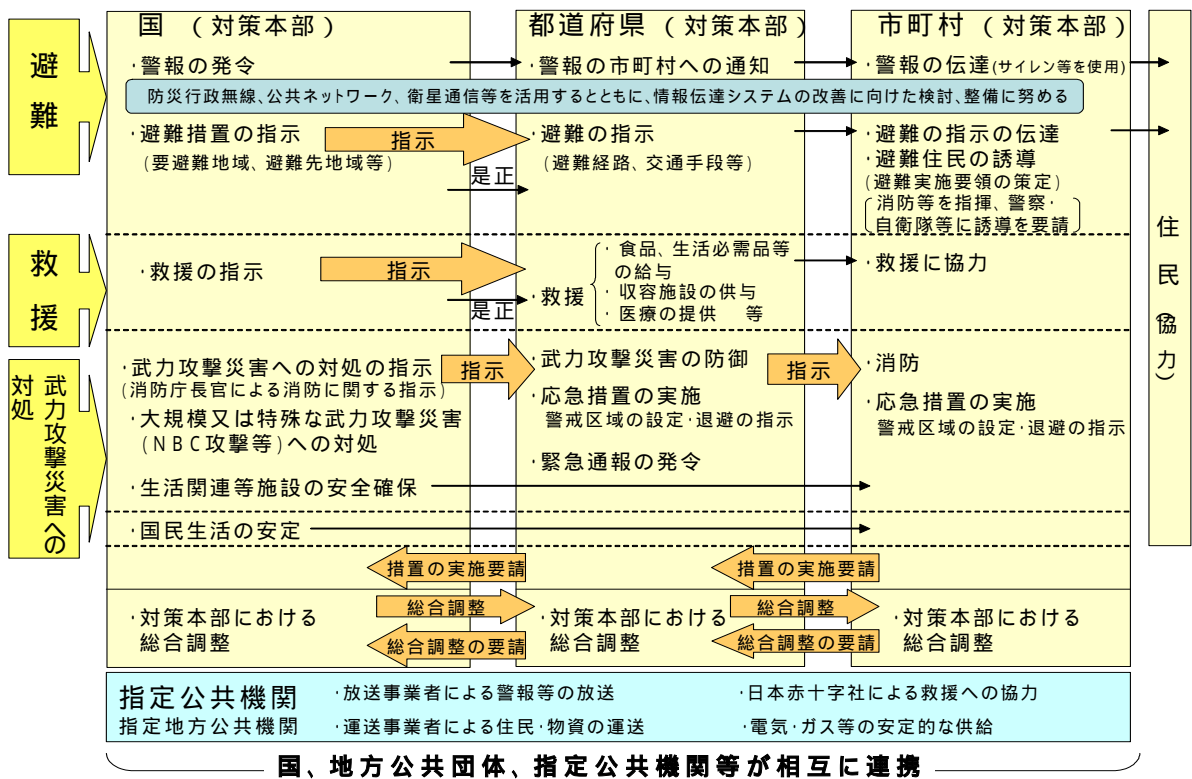
憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市は、本市に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとします。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等（県1-3）

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を図るため、市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握します。

国民保護措置を実施するに当たっての、国、都道府県、市町村等の役割は、次のとおりです。

国民保護措置の仕組み



国民保護措置について，市，県，指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は，概ね次に掲げる事務を処理します。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
水戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の策定 2 市国民保護協議会の設置，運営 3 市対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の策定 2 県国民保護協議会の設置，運営 3 県対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
水戸原子力事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究用原子炉の安全確保 2 核燃料使用施設等の安全確保 3 放射性同位元素使用施設等の安全確保
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達

	<ul style="list-style-type: none"> 2 海上における避難住民の誘導，秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動，その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東京防衛施設局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区 分	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導，助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 河川管理施設，道路の管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵政公社	1 郵便の確保
茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり，考慮しておくべき市の地理的，社会的特徴等については，次のとおりです。

(1) 地形

本市は，首都東京から約 100 キロメートルの距離にあり，関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在市で，市域の北側はひたちなか市，那珂市，城里町に接しており，東側は大洗町，南側は茨城町，西側は笠間市に接しています。

地形は，那珂川とその支流の桜川支谷から構成される沖積層の低地地区，東茨城大地の北東部をなす水戸台地（上市台地，緑岡台地等）と呼ばれる洪積層の台地地区及び八溝山地の中央部に当る鶏足山塊の外縁部をなす第三紀層の丘陵地区の三地形区に分けられます。

低地地区は，標高 0.1～10 メートルで，下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては，水田地帯となっています。

台地地区は，標高 30 メートル前後で，市街地が広がる一方，畑作農業も盛んです。特に，那珂川の低地と桜川の浸食谷に挟まれた狭長な上市台地には，商業・業務機能を持つ中心市街地が形成されており，その東側は，水戸城址となっています。

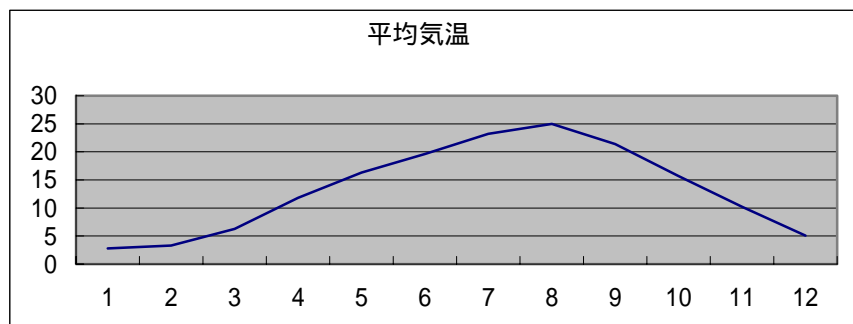
市街のほぼ中央には，日本三公園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地が広がり，本市の誇る自然景観が形づくられています。

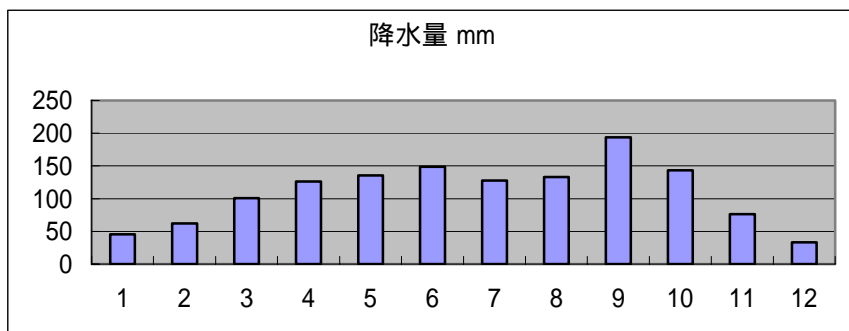
また，西北部の丘陵地区は，標高 100 メートル前後で森林公園やかたくりの里公園等があり，豊かな緑地地帯となっています。

(2) 気候

本市の気候は，寒さのやや厳しい冬季を除いては比較的温和であり，気象災害は，降雨による災害を除き，比較的少ないものとなっています。

【月別平均気温・降水量（平年値）】（1971～2000年の平均）





(3) 人口分布

本市の人口は、平成 18 年 10 月 1 日現在で 265,098 人となっており、人口規模は県内第 1 位であり、県全体の約 8.9 パーセントを占めています。

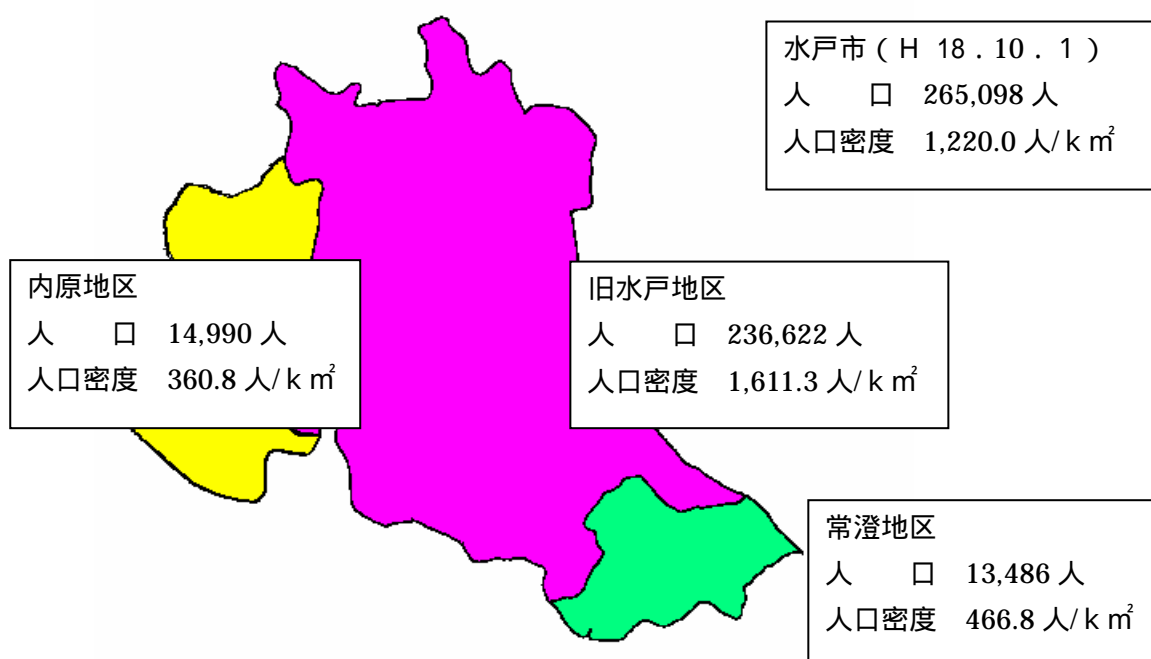
人口は、年々増加しているものの、その伸びは鈍化しています。

昼間人口については、通勤や通学によって、昼間に流入する人口が多く、昼夜間人口比率は、118 パーセント前後と周辺他市町村と比較し、極めて高い水準を保っています。

人口集中地区の大きな拡大は見られないものの、地区内の人口が減少するなど、緩やかなドーナツ現象が続いているものと考えられます。

地区別人口の状況は、中心市街地地区は、引き続き減少している反面、市域の南部や西部等の周辺地域において増加傾向が見られます。

【地区別人口・人口密度】



(4) 道路の位置等

本市は、国道、県道をはじめとする幹線道路が集中し、それらが中心市街地に結びついています。

高速道路については、常磐自動車道が市の西部を南北に縦貫しており、南はつくば市を経て東京に、北は日立市を経て福島県に至っています。

また、北関東自動車道（東水戸道路：水戸南インターチェンジ～ひたちなかインターチェンジ間）が市の東部を東西に横断しており、茨城町を経て友部ジャンクションで常磐自動車道に接続しています。

【高速自動車道，国道，県道一覧】

区 分	名 称
高速自動車道	常磐自動車道 北関東自動車道，東水戸道路
国 道	6号 50号 51号 118号 123号 245号 349号
県 道	主要地方道水戸鉾田佐原線 主要地方道水戸岩間線 主要地方道内原塩崎線 主要地方道水戸神栖線 主要地方道水戸茂木線 主要地方道石岡城里線 主要地方道玉里水戸線 主要地方道水戸勝田那珂湊線 長沢水戸線 友部内原線 長岡大洗線 真端水戸線 菅谷小原内水戸線 石川袴塚線 小泉水戸線 塩ヶ崎茨城線 赤塚馬口労線 常磐公園線 中石崎水戸線

	長岡水戸線 杉崎友部線 市毛水戸線 下入野水戸線 水戸枝川線 上水戸停車場千波公園線 馬渡水戸線 城里那珂線
--	---

(5) 鉄道の位置等

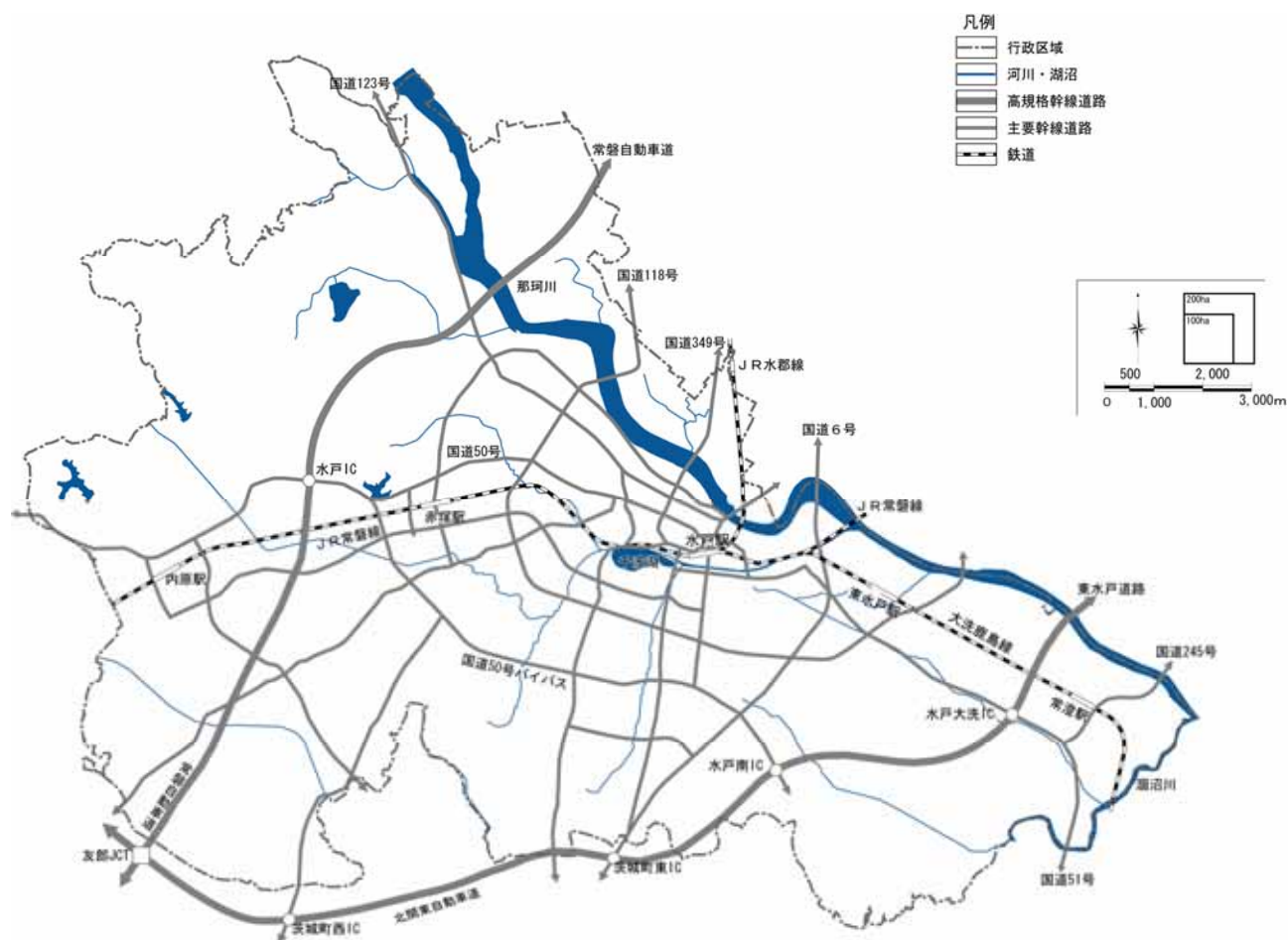
本市における鉄道は、都心と結ばれる常磐線のほか、水戸線、水郡線、大洗鹿島線の3線が、通勤、通学などに重要な役割を果たしています。

【鉄道路線一覧】

路線名	始発駅	終着駅	県内主要通過地
JR 常磐線	上野駅 (東京都)	仙台駅 (宮城県)	取手市, 土浦市, 水戸市 日立市, 北茨城市
JR 水戸線	小山駅 (栃木県)	勝田駅 [ひたちなか市]	結城市, 筑西市, 笠間市 水戸市
JR 水郡線	水戸駅 [水戸市]	郡山駅 (福島県)	那珂市, 常陸大宮市, 大子町, 常陸太田市(支線)
鹿島臨海鉄道 大洗鹿島線	水戸駅 [水戸市]	鹿島神宮駅 [鹿嶋市]	大洗町, 鉾田市

始発駅, 終着駅は, 相互乗り入れ区間を含む一般的な列車運行上の駅名

【道路，鉄道等の位置図】



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は，陸上自衛隊勝田駐屯地（施設学校，施設教導隊）が隣接市のひたちなか市に所在し，本市には，自衛隊茨城地方協力本部が所在しています。

(7) 原子力施設

県内に所在する主な原子力施設は，研究施設，発電施設，処理施設と多岐に渡っており，本市には，原子力施設は所在しないものの，ほぼ全てが隣接・近接市町村（水戸地方広域市町村圏内）に所在しています。その事業所等は，次のとおりです。

【原子力事業所等一覧】

事業所等の名称	主な施設	EPZ()	所在地
(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料試験炉 ・ 高温工学試験研究炉 ・ 高速実験炉 ・ 照射装置組立検査施設 	約 8,000m	大洗町 鉾田市

日本核燃料開発(株)	・ ホットラボ施設	約 500m	大洗町
東北大学金属材料研究所附属 量子エネルギー材料科学国際 研究センター	・ ホットラボラトリー棟	-	大洗町
日揮(株)技術研究所	・ 第 2 研究棟	-	大洗町
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	・ 研究用原子炉 ・ 燃料サイクル安全工学 研究施設	約 1,500m	東海村
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	・ 再処理施設 ・ 高レベル放射性物質研 究施設 ・ プルトニウム燃料第 1 ~ 3 開発室	約 5,000m	東海村
日本原子力発電(株)	・ 東海第二発電所	約 10,000m	東海村
三菱原子燃料(株)	・ 加工施設	約 500m	東海村 那珂市
ニュークリア・デベロップメ ント(株)	・ 燃料ホットラボ施設	約 500m	東海村
東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	・ 高速中性子源炉	約 100m	東海村
原子燃料工業(株) 東海事業所	・ 加工施設 ・ 使用施設	約 500m	東海村
(財)核物質管理センター 東海保障措置センター	・ 開発試験棟 ・ 新分析棟	約 500m	東海村
(独)日本原子力研究開発機構 那珂核融合研究所	・ 臨界プラズマ試験装置	-	那珂市
住友金属鉱山(株) エネルギー・環境事業部 技術センター	・ ウラン試験棟 ・ 第 2 , 3 ウラン試験棟	-	東海村
第一化学薬品(株) 薬物動態研究所	・ 第 1 ~ 4 実験棟	-	東海村
(独)放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター 那珂湊支所	・ 第 1 ~ 3 研究棟	-	ひたちなか市
(株)ジェー・シー・オー 東海事業所	・ 使用施設 (施設の保安全管理)	-	東海村
三菱マテリアル(株) エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所	・ 開発試験第 , 第 , 第 棟	-	那珂市

日本照射サービス(株) 東海センター	・ガンマ線照射設備	-	東海村
-----------------------	-----------	---	-----

() Emergency Planning Zone の略

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（あらかじめ異常事態の発生を仮定し，施設の特性等を踏まえて定められた影響の及ぶ可能性のある範囲）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

1 武力攻撃事態（県 1-5-1）（基 2-1）

(1) 武力攻撃事態

事態の種類	特徴・留意点
着上陸侵攻	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。 ・船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案し、住民の避難を行うことも想定されます。 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられます。 ・着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられます。 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生が想定されます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となります。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、相手もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋り

	<p>よう，ダム，原子力関連施設などに対する注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のグループにより行われるため，使用可能な武器も限定されることから，主な被害は施設の破壊等が考えられます。したがって，被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが，原子力施設が攻撃された場合は，二次被害の発生も予想され，被害の範囲が拡大するおそれがあります。 ・攻撃手段としてダーティボムが使用される場合があります。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては，市（消防機関を含む）と県，県警察は，海上保安庁及び自衛隊と連携し，武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ，その後，関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要があります。 ・事態の状況により，知事の緊急通報の発令，知事又は市長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要です。
弾道ミサイル攻撃	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも，発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに，極めて短時間で我が国に着弾することが予想され，弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに，弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なります。 ・通常弾頭の場合には，NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され，家屋，施設等の破壊，火災等が考えられます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため，迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり，屋内への避難や消火活動が中心となります。
航空攻撃	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ，その兆候を察知することは比較的容易ですが，対応の時間が少なく，また，攻撃目標を特定することが困難です。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なりますが，その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば，都市部が主要な目標となることも想定され，また，ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得ます。 ・航空攻撃は，その意図が達成されるまで繰り返し行われるこ

	<p>とも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・通常弾頭の場合には，家屋，施設等の破壊，火災等が考えられます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから，攻撃の目標地を限定せず，屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要があります。・生活関連等施設に対する攻撃の場合は，被害が拡大するおそれがあるため，特に当該生活関連等施設の安全確保，武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があります。
--	--

(2) NBC攻撃の特徴(基2-2)

攻撃の種類	特徴・留意点
核兵器等 (N : Nuclear)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能()による残留放射線によって生じます。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらします。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分されます。このうち及びは爆心地周辺において被害をもたらしますが、の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させます。物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能 ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定されます。 ・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいは、これを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがあります。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらします。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となります。 ・避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けることが必要です。 ・体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要があります。 ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要です。
生物兵器 (B : Biological)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生

	<p>物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なりますが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要です。
<p>化学兵器 (C : Chemical)</p>	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がります。 ・特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なります。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関との連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要です。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要です。 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染し、当該地域から原因物質を取り除くことが重要です。

2 緊急処理事態 (県 1-5-2) (基 5-1)

(1) 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくします。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。
	石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が生じます。
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに，港湾及び航路の閉塞，海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じます。
	ダムの破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムが破壊された場合には，下流に及ぼす被害は多大なものとなります。
多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設，ターミナル駅等で爆破が行われた場合，爆破による人的被害が発生し，施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなります。

(2) 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等です。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様です。
	<p>炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様です。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。
	<p>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様です。
	<p>水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。
<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わります。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想されます。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備（法41）（県2-1-1-4）（基3-1）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部等の平素の業務、職員の参集基準等については、次のとおりとします。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行うこととします。

部等名	平素の業務
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関する事。・広報広聴に関する事。・いばらきブロードバンドネットワークの運用に関する事。・庁内ネットワークの運用に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none">・職員の人事に関する事。・職員の研修に関する事。・市有車両の管理に関する事。・通信の確保に関する事。
財務部	<ul style="list-style-type: none">・市税の賦課徴収に係る調査、減免等に関する事。
市民環境部	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会の運営に関する事。・市国民保護対策本部に関する事。・避難実施要領の策定に関する事。・物資及び資材の備蓄等に関する事。・国民保護措置についての訓練に関する事。・安否情報の収集体制の整備に関する事。・戸籍・住民基本台帳・外国人登録に関する事。・廃棄物処理に関する事。・埋葬及び火葬に関する事。・地域コミュニティの推進に関する事。・特殊標章等の交付等に関する事。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制

	<p>の整備に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・防疫体制の整備に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧の安定供給に関すること。 ・家畜の防疫に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧に関すること。 ・道路対策に関すること。
都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧に関すること。 ・住宅の整備に関すること。
下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道機能の確保に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること。 ・危険物の安全確保に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・特殊標章等の交付等に関すること。
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安全・安定確保に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・学校施設の管理に関すること。 ・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は，武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため，武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制の整備に努めます。

(2) 24時間即応体制の確立

市は，武力攻撃等が発生した場合においては，事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため，消防本部との連携を図りつつ速やかに市長及び国民保護担当課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制の確保に努めます。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は，事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため，体制及び参集基準を次のと

おり定めます。

また，市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

【職員参集基準】

体制	参集基準	参集人員
注意配備	武力攻撃事態等（緊急処理事態）の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し，情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	市地域防災計画（風水害等災害対策編の注意体制又は震災対策編の注意配備）に準じた人員
警戒配備	情報収集等により市緊急事態対策本部の設置検討を行う必要があるとき。	市地域防災計画（風水害等災害対策編の警戒本部又は震災対策編の警戒配備）に準じた人員
緊急事態対策本部	市内において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し，所要の対処措置を実施する必要があるときで，かつ，市国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）の設置について内閣総理大臣から指定の通知がないとき。	水戸市災害対策本部の組織及び運営に関する規程別表第2又は原子力災害対策本部の運営に関する規程別表第2の配置要員数に準じた人員
国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）	市国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）の設置について内閣総理大臣から指定の通知を受けたとき。	水戸市災害対策本部の組織及び運営に関する規程別表第2又は原子力災害対策本部の運営に関する規程別表第2の配置要員数に準じた人員

(4) 職員等への連絡手段の確保

勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により，関係職員へ連絡するものとします。

勤務時間外における連絡

市対策本部員，事務局員及び国民保護担当課職員は，常時，参集時の連絡手段として携帯電話等による連絡手段を確保するものとします。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は，市における参集基準等と同様に，消防本部，消防署における初動体制を整備するとともに，職員の参集基準を定めるものとします。その際，市は，消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ，特に初動時にお

ける消防本部及び消防署との緊密な連携を図り，一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するものとします。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は，消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ，県と連携し，地域住民の消防団への参加促進，消防団に係る広報活動，全国の先進事例の情報提供，施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い，消防団の充実・活性化を図るものとします。

また，市は，県と連携し，消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに，国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

さらに，市は，消防本部及び消防署における参集基準等を参考に，消防団員の参集基準を定めるものとします。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互の連携協力が必要であるため、連携体制の整備に努めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制の整備に努めます。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法 35 ）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとします。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関との意思疎通に努めます。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

2 県との連携（県 2-1-2-4）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と連携を図ります。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有化を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法 35 ）

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と連携を図るものとします。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携（法 35 ）

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携に努めます。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携に努めます。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備に努めます。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくものとします。

(2) 医療機関との連携

市は、消防機関と連携し、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて緊急時の医療ネットワークと広域的な連携に努めます。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、（財）日本中毒情報センター等の専門的な知識・見識を有する機関との連携に努めます。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

5 ボランティア団体等に対する支援（法 4 ）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮します。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努めます。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとします。

第3節 通信の確保（基4-4- ）

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等に努めます。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、防災行政無線など非常通信体制の整備や応急対策等重要通信の確保を推進するものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮します。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の確保に努めます。

(3) 防災行政無線の整備（県2-1-3- ）

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を推進するとともに、デジタル化や可聴範囲の拡大に努めます。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しています。

第4節 情報収集・提供等の体制整備（基4-4- ）

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に努めます。

1 基本的考え方（法8）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めます。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用しながら、その運営・管理、整備等を行うこととします。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報（人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報）の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等の推進に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備（法47）（県2-1-4-3）（基4-1- ）

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制の構築に努めます。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については，訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るものとします。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は，県から警報の内容の通知を受けたときに，市長が警報の内容の伝達を行う市内の学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設等について，県との役割分担も考慮して定めるものとします。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は，県と連携し，特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が，警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう，各種の取組みを推進するものとします。

3 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備（法94）（県2-1-4-5）（基4-2-）

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市長は，避難住民及び武力攻撃災害により死亡し，又は負傷した住民の安否情報に関しては，安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）により知事に報告します。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

氏名

出生の年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

～ のほか，個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において，当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか，連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記 ～ に加えて）

死亡の日時，場所及び状況

死体の所在

及び のほか，連絡先その他確認に必要と認められる情報

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握しておくものとしします。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、あらかじめ把握しておくものとしします。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしています。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（県2-1-4-7）

(1) 情報収集・連絡体制の整備（法127）

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めます。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分							
水 戸 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号（北緯 度，東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
水戸市							

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等について、必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じて担当者の育成に努めます。

第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市は、研修及び訓練を次のとおり行うものとします。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知識・見識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努めます。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、研修を行うものとします。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど、多様な方法により研修を行うものとします。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するものとします。

2 訓練（法 42 ）（基 4-7- ）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と連携し、国民保護措置に関する訓練を実施するなど、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めます。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図るものとします。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基

づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等，実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施するものとします。

また，防災訓練における実施項目を参考にしつつ，次に示す訓練を実施するものとします。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については，国民保護措置に関する訓練と防災訓練とを有機的に連携して行うものとします。

国民保護措置に関する訓練の実施においては，住民の避難誘導や救援等に当たり，自治会・町内会の協力を求めるとともに，特に高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意するものとします。

訓練実施時は，第三者の参加を求め，客観的な評価を行うとともに，参加者等から意見を聴取するなど，教訓や課題を明らかにし，国民保護計画の見直し作業等に反映させるものとします。

市は，自治会・町内会，自主防災組織などと連携し，住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ，訓練の普及啓発に資するよう努め，訓練の開催時期，場所等は，住民の参加が容易となるよう配慮するものとします。

市は，県と連携し，学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し，火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促進するものとします。

市は，県警察と連携し，避難訓練時における交通規制等の実施について，留意するものとします。

第2章 避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについては，次のとおり行うものとします（通信の確保，情報収集・提供体制など第1章で記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項（基4-1）

(1) 基礎的資料の収集

市は，迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう，地図，道路網のリスト，避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備しておくものとします。

【市対策本部において集約・整理する基礎的資料】

地図
人口分布，世帯数，昼夜別の人口
市域内の道路網のリスト
輸送力のリスト
避難施設のリスト（データベース策定後は，当該データベース）
備蓄物資，調達可能物資のリスト
生活関連等施設等のリスト
関係機関（国，県，民間事業者等）の連絡先一覧，協定
自治会・町内会，自主防災組織等の連絡先等一覧
消防機関のリスト
災害時要援護者のリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は，市町村の区域を越える避難を行う場合に備え，平素から隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い，また，訓練を行うこと等により，緊密な連携の確保に努めます。

(3) 高齢者，障害者等災害時要援護者への配慮

市は，高齢者，障害者等自ら避難することが困難な者の避難について，「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に体制の整備を図り，災害時要援護者の避難対策を講ずるものとします。

その際，避難誘導時において，災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害

時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう，職員の配置に留意します。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は，避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ，平素から，これら企業の協力が得られるよう，連携・協力関係の構築に努めます。

(5) 学校や事業所との連携

市は，学校や大規模な事業所等における避難に関して時間的な余裕がない場合においては，事業所単位等により集団で避難することを踏まえ，平素から各事業所における避難の在り方について，意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認するものとしします。

2 避難実施要領のパターンの作成（法 61，64 ）（基 4-1- ）

市は，関係機関（教育委員会などの市の執行機関，消防機関，県，県警察，自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ，消防庁が作成するマニュアルを参考に，季節の別，観光客や昼間人口の存在，混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し，複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとしします。

3 救援に関する基本的事項（法 76 ）

(1) 県との調整

市は，県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて，市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について，自然災害時における市の活動状況等を踏まえ，あらかじめ県と調整しておくものとしします。

(2) 基礎的資料の準備等

市は，県と連携し，救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに，避難に関する平素の取組みと並行して関係機関との連携体制の確保に努めます。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（県 2-2-7 ）（基 4-4- ）

市は，県と連携し，運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに，避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は，県が保有する本市の区域に係る輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の共有化を図るものとしします。

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道，定期・路線バス，船舶，飛行機等)の数，定員
本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先など)
鉄道 (路線名，終始点駅名，路線図，管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は，武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため，県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報の共有化を図るものとします。

5 避難施設の指定への協力 (基 4-1-)

市は，県が行う避難施設の指定に際し，必要な情報を提供するなど県に協力するものとします。

市は，県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により，県と共有するとともに，避難施設の場所，連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を県と連携して住民への周知に努めます。

6 生活関連等施設の把握等 (県 2-3-1-3) (基 4-3-)

(1) 生活関連等施設の把握等

市は，市内に所在する生活関連等施設について，県を通じて把握するとともに，県との連絡体制を整備するものとします。

また，市は，「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき，市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条 (生活関連等施設)	1号	発電所, 変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設, 係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条 (第27条第10号) (危険物質等)	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤, 毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒(県2-3-2)

市は, 市が管理する公共施設等について, 特に情勢が緊迫している場合等においては, 必要に応じ, 生活関連等施設の対応も参考にして県の措置に準じた警戒等の措置を実施します。この場合において, 県警察等との連携を図るものとします。

第3章 物資及び資材の備蓄，整備（基4-7- ）

市は，国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，次のとおり備蓄，整備に努めます。

1 市における備蓄（法142，145，146）（県2-4-4）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能なものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとし，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制の整備に努めます。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために，特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされています。

また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち，国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされています。

市は，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携して対応するものとします。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携（法147）

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と連携して対応するものとします。

また，武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制の整備に努めます。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（法145）

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，市が管理する施設及び設備について整備し，又は点検するものとします。

(2) ライフライン施設の機能の確保（基 4-5- ）

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等（基 4-6）

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発（法43）

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を次のとおり行うものとします。

1 国民保護措置に関する啓発（県2-5-3）（基1- ）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の開催による啓発に努めます。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発に努めます。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発に努めます。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等に努めます。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法98）

- 市は、県と連携し、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図ります。
- 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても国が作成する各種資料に基づき、住民に対し、周知するよう努めます。
- 市は、日本赤十字社、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について、普及に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（法29）

（県3-1-3）（基3-2-）

多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、当初は、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられます。市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられます。

このため、市の初動体制については、次のとおりとします。

1 事態認定前における市緊急事態対策本部等の設置及び初動措置

(1) 市緊急事態対策本部の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市緊急事態対策本部を設置するものとします。

市緊急事態対策本部の構成等については、水戸市災害対策本部の組織及び運営に関する規程別表第1に準ずる構成とします。

市は、市緊急事態対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県に連絡します。

市緊急事態対策本部は、消防機関及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うものとします。

(2) 初動措置の確保

市は、市緊急事態対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。

市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとします。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図るものとします。

政府による事態認定が行われ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、必要に応じて国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行います。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し、支援を要請します。

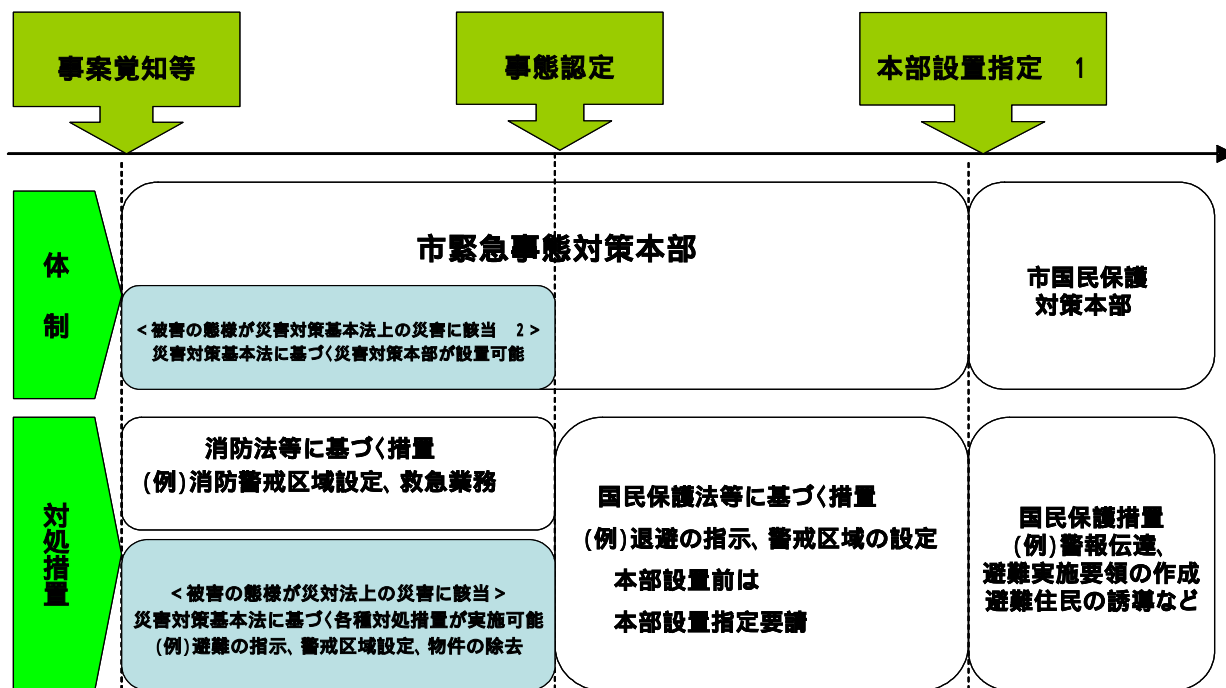
(4) 対策本部への移行に要する調整

市緊急事態対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態対策本部は廃止します。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとします。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部等に対し、周知徹底するものとします。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代え、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとします。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、注意配備、警戒配備又は緊急事態対策本部体制を整え、即応体制の強化を図るものとしします。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を整えるものとしします。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしています。

また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしています。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織，機能等については，次のとおりとします。

1 市対策本部の設置（法 25 ， 27 ）（基 3-2）

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については，次の手順により行うものとします。

市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は，内閣総理大臣から，総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けます。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は，直ちに市対策本部を設置します（事前に市緊急事態対策本部を設置していた場合は，市対策本部に切り替えます。）。

市対策本部員及び市対策本部事務局職員の参集

国民保護担当課職員は，市対策本部員，市対策本部事務局職員等に対し，情報伝達網等の連絡網を活用し，市対策本部に参集するよう連絡します。

市対策本部の開設

市対策本部担当者は，市本庁舎政策会議室に市対策本部を開設するとともに，市対策本部に必要な各種通信システムの起動，資機材の配置等必要な準備を開始し，特に，関係機関が相互に電話，FAX，電子メール等を用いることにより，通信手段の状態を確認します。

交代要員等の確保

市は，防災に関する体制を活用しつつ，職員の配置，食料，燃料等の備蓄，自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行います。

本部の代替機能の確保

市は，市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え，市対策本部の予備施設を次のとおり指定します。

この場合，市長は，事態の状況に応じ，予備施設のうちから最も適切な施設を指定するものとします。

また，市区域外への避難が必要で，市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には，知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

(予備施設)

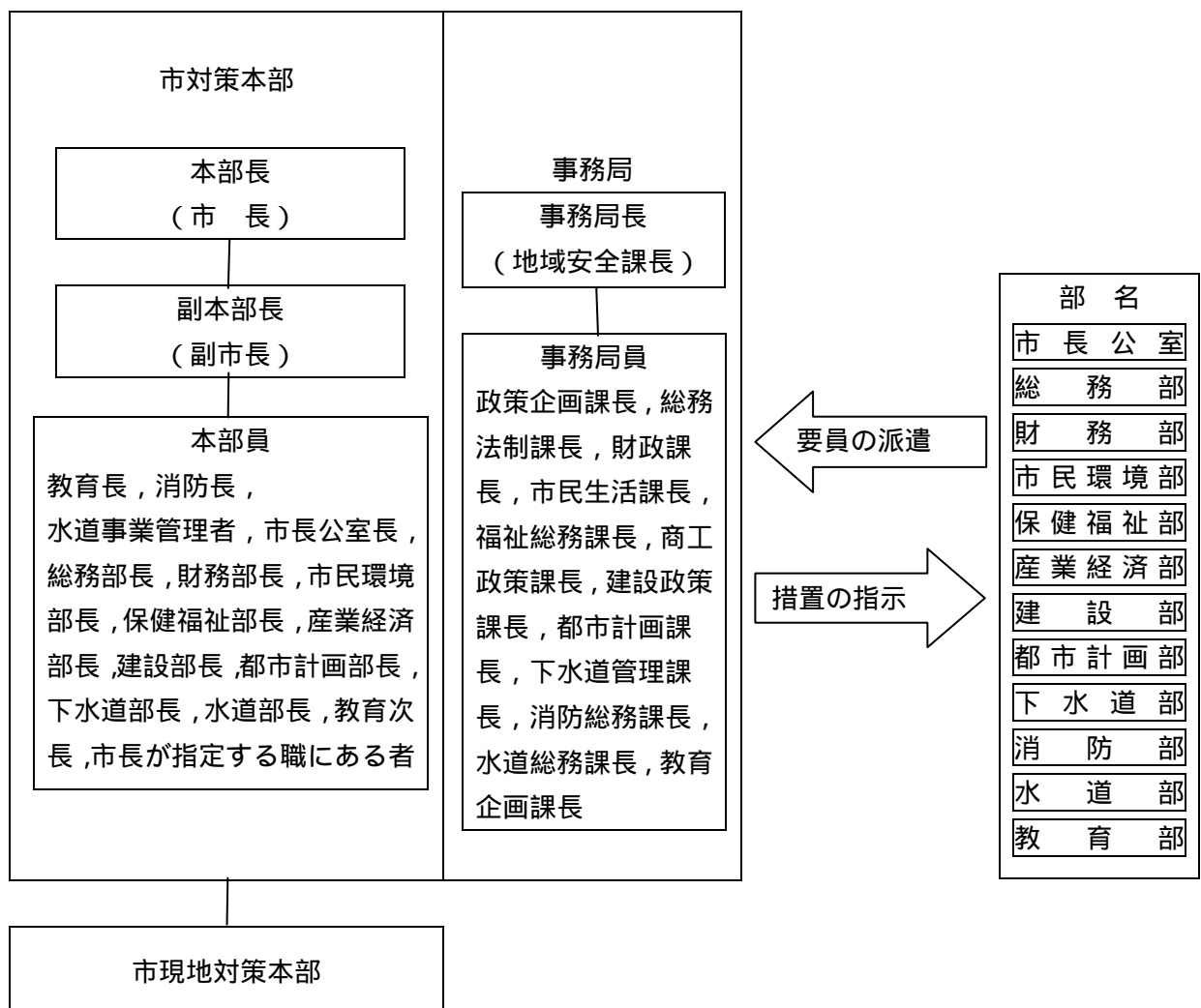
- ・内原支所庁舎
- ・総合教育研究所
- ・水道部庁舎
- ・その他の市有施設

(2) 市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等(法 26)

市長は、市が市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請します。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能(法 28) (条例 2 , 4)

市対策本部の組織及び機能



市対策本部事務局の機能

ア 本部会議に関すること。

- イ 国民保護措置の実施に関する各部間の連絡調整に関すること。
- ウ 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民保護措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集，整理及び伝達に関すること。
- エ 現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。
- オ 県対策本部，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整に関すること（部の所管に属するものを除く。）
- カ 県への要望等に関すること。
- キ 上記に掲げるもののほか，国民保護措置の実施に必要な事項に関すること。

(4) 市対策本部における広報等（法 8）（基 1- ）

市は，武力攻撃事態等において，情報の錯綜等による混乱を防ぐため，住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため，市対策本部における広報広聴体制を整備するものとします。

広報責任者の設置

広報班長（水戸市災害対策本部の組織及び運営に関する規程別表第 2 又は原子力災害対策本部の運営に関する規程別表第 2 で定める広報班長）は，武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため，広報責任者として，広報を一元的に統括するものとします。

広報手段

ラジオ・テレビ放送，記者会見，問い合わせ窓口の開設等の広報手段を活用するものとします。

留意事項

- ア 広報の内容は，事実に基づく正確な情報であることとし，また，広報の時機を逸することのないよう，迅速に対応するものとします。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など，広報する情報の重要性等が高い場合は，市長自ら記者会見を行うものとします。
- ウ 県と連携した広報体制の構築に努めます。

(5) 市現地対策本部の設置（法 28 ）

市長は，被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国，県等の対策本部との連絡及び調整等のため，現地における対策が必要であると認めるときは，市対策本部の事務の一部を行うため，市現地対策本部を設置します。

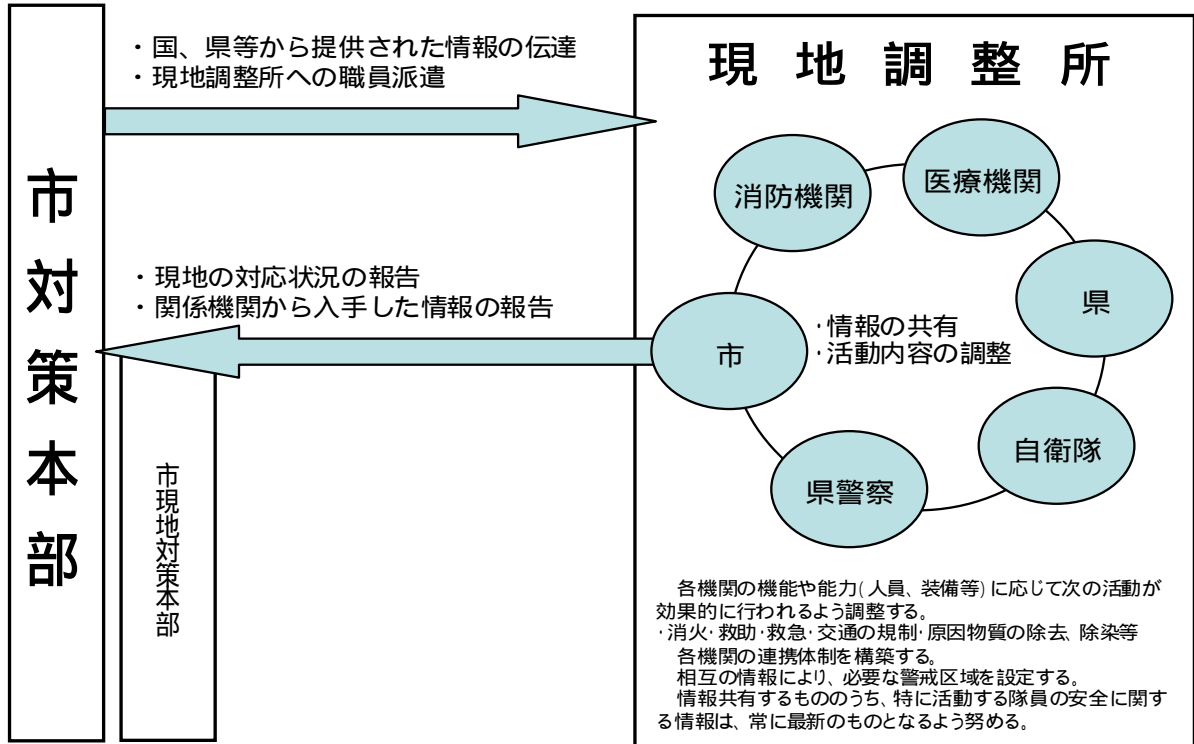
市現地対策本部長や市現地対策本部員は，市対策副本部長，市対策本部員その他市の職員のうちから市対策本部長（市長）が指名します。（条例 5 ）

(6) 現地調整所の設置

市長は，武力攻撃による災害が発生した場合，その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため，現場における関係機関（県，消防機関，県警察，自衛隊，医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは，

現地調整所を設置し，又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し，関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は，現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い，現場における連携した対応を可能とするために設置するものです（例えば，避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して，関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことなどが考えられます。）。

現地調整所は，事態発生の現場において，活動上の便宜のために機動的に設置することから，あらかじめ決められた一定の施設や場所に設置されるのではなく，むしろ，現場の最も適した場所に，テント等を用いて設置することが一般です。

現地調整所においては，現場レベルにおける各機関の代表者が，定時又は随時に会合を開くことで，連携の強化を図ることが必要です。

現地調整所の設置により，市は，消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示，警戒区域の設定等の権限行使を行う際に，その判断に資する情報収集を行うことにより，現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となります。

また，現地調整所における最新の情報を各現場で活動する職員が共有し，その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

現地調整所については，必要と判断した場合には，市の区域における国民保護措置を総合

的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要です。なお、他の対処に当たる機関が既に設置している場合は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるため、市の職員を積極的に参画させることが必要です。

現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難ですが、国民保護協議会や訓練等の場を通じ、その運用手順等について、意見交換を行うことが重要です。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29 ）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29 ）

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関し、所要の総合調整を行うよう要請します。

また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとします。

情報の提供の求め（法 29 ）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29 ）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めます。

市教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29 ）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、措置の内容

等，要請の趣旨を明らかにするものとします。

(8) 市対策本部の廃止（法 30）

市長は，内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由し，市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは，遅滞なく市対策本部を廃止するものとします。

2 通信の確保（県 3-2-2- ）（基 4-4-2）

(1) 情報通信手段の確保

市は，携帯電話，衛星携帯電話，移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット，L G W A N（総合行政ネットワーク），同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は特設公衆電話などの臨時回線の設定等により，市対策本部と市現地対策本部，現地調整所，要避難地域，避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するよう努めます。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は，必要に応じ，情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた情報通信施設については，応急復旧作業を行うこととし，そのための要員を直ちに現場に配置するものとします。

また，直ちに県を通じ，総務省にその状況を連絡するものとします。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は，武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため，必要に応じて通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し，自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど，通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携（基1- ）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と次のとおり相互に連携するものとします。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じて、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図るものとします。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、当該現地対策本部と緊密な連携を図るものとします。

また、必要に応じて県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行うこととします。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県への措置要請（法16 ）

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行います。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとします。

(2) 県に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16 ）

市は、本市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21 ）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行います。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするものとします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20）

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊茨城地方協力本部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じ、陸上自衛隊にあっては東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡するものとしします。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第 76 条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図るものとしします。

4 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法 17）

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにし、他の市町村長等に対し、応援を求めます。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合は、その相互応援協定等に基づき応援を求めるものとしします。

(2) 県への応援の要求（法 18）

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにし、県に対し、応援を求めます。

(3) 事務の一部の委託（法 19）

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行うものとしします。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、知事に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は速やかに議会に報告します。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 29 ， 151 ， 152）

(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の

長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。

また、必要があると認めるときは、地方自治法の規定（第 252 条の 17 ）に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。

(2) 市長は、(1)の要請を行うときは、県を經由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行うものとします。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求めます。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17 ， 19 ， 153 ）

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合は、公示を行い、県に届け出るとともに、速やかに議会に報告します。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21 ）

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施において、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法 4 ）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行うものとします。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断します。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携してボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動

状況の把握， ボランティアへの情報提供， ボランティアの生活環境への配慮， 避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め， その技能等の効果的な活用を図るものとします。

(3) 民間からの救援物資の受入れ（基 4-4- ）

市は， 県や関係機関等と連携し， 国民， 企業等からの救援物資について， 受入れを希望するものを把握し， また， 救援物資の受入れ， 仕分け， 避難所への配送体制等の整備を図るものとします。

8 住民への協力要請（法 4 ）

市は， 国民保護法の規定により， 次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は， 住民に対し， 必要な援助についての協力を要請します。この場合において， 要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮します。

- ・ 避難住民の誘導（法 70）
- ・ 避難住民等の救援（法 76， 80）
- ・ 消火， 負傷者の搬送， 被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
（法 115）
- ・ 保健衛生の確保（法 123）

第4章 警報及び避難の指示等（法16）

第1節 警報の伝達等（県2-1-4-3）

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等については、次のとおり行います。

1 警報の内容の伝達等（法47）（基4-1）

(1) 警報の内容の伝達

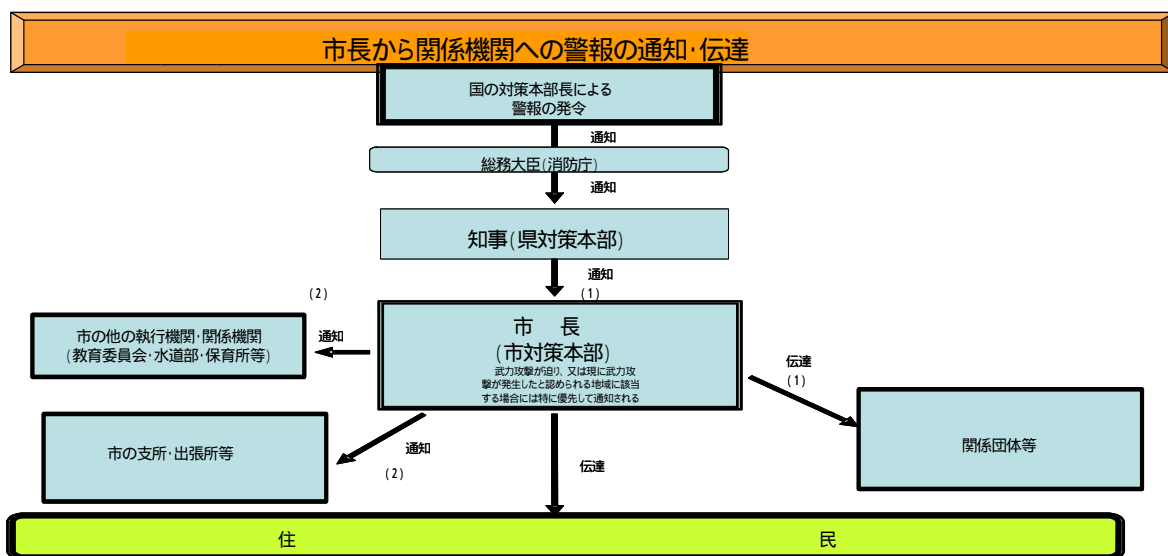
市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。

(2) 警報の内容の通知

市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、水道部、保育所など）に対し、警報の内容を通知します。

市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.mito.ibaraki.jp>）に警報の内容を掲載するものとします。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の流れについては、次のとおりです。



市長は、市のホームページに警報の内容を掲載
警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することにより行う。

2 警報の内容の伝達方法（県 3-4-1-2）（基 4-1）

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとします。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

ア 原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。

イ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法により周知します。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。

イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図ります。

ウ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法により周知します。

平成 17 年 7 月に国が定めた武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものとなっています。

なお、当面の間は、同報系防災行政無線で吹鳴できる既存のサイレンを最大音量で使用することとします。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとします。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めます。

この場合において、消防本部及び消防団は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域とのつながりを活かすなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮します。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図るものとします。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉等関係部門との連携のもとで避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられる体制の整備に努めます。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。（その他は警報の伝達の場合と同様とします。）

3 緊急通報の伝達及び通知（法 100 ）（基 4-3）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

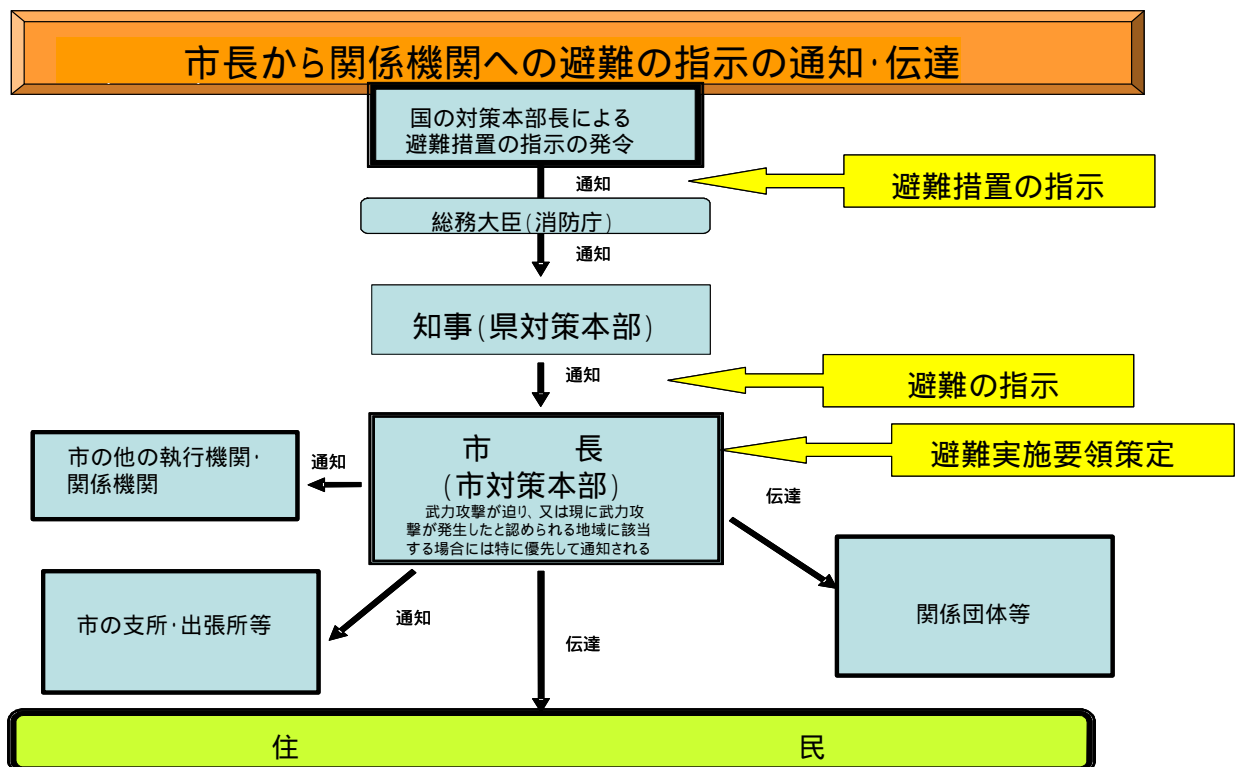
第2節 避難住民の誘導等

市長は、知事の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなります。避難の指示の住民への通知・伝達及び避難住民の誘導については、次のとおり行います。

1 避難の指示の通知・伝達（法54）（基4-1）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民の数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供するものとします。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じ、その内容を住民に対して迅速に伝達するものとします。

避難の指示の流れについては、次のとおりです。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定（法 61）（県 3-4-2-5）（基 4-1- ）

県国民保護計画における，市町村国民保護計画の基準として避難実施要領に定める項目及び策定の際の留意事項は，次のとおりです。

(1) 避難実施要領の策定

市長は，避難の指示の通知を受けた場合は，あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして，避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を策定し，各執行機関，消防機関，県，県警察，自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで，避難実施要領を策定します。

その際，避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう，その迅速な策定に留意します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には，直ちに避難実施要領の内容を修正します。

避難実施要領は，避難誘導に際して，活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるように策定するものであり，県国民保護計画に記載される市の計画策定の基準の内容に沿った記載を行うことが基本です。ただし，緊急の場合には，時間的な余裕がないことから，事態の状況等を踏まえて，法定事項を箇条書きにするなど，避難実施要領を簡潔に策定することもあります。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の範囲を可能な限り明示するとともに，自治会，町内会，事業所等，地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載します。

避難先

避難先の所在地及び施設名を可能な限り具体的に記載します。

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の所在地及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに，集合場所への交通手段を記載します。

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載します。

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認，要避難援護者への配慮事項等，集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載します。

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載します。

市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載します。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載します。

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載します。

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載します。

避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載します。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載します。

【県国民保護計画に記載されている避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

茨城県A市長

月 日 時現在

1 避難の経路，避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は，次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は，B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として，日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合： A市A1地区の住民は，A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際，日 時を目途に，できるだけ自治会，町内会，事業所等の単位で行動すること。

集合後は，バス会社の用意したバスにより，国道 号線を利用して，B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合： A市A1地区の住民は，鉄道 線AA駅前広場に集合する。

その際日 時 分を目途に，できるだけ自治会，町内会，事業所等の単位で行動し，AA駅までの経路としては，できるだけ国道 号線又はAA通りを使用すること。

集合後は，日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は，B市職員及びA市職員の誘導に従って，主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合： A市1地区の住民は，A市A港に，日 時 分を目途に集合する。

その際，日 時 分を目途に，できるだけ自治会，町内会，事業所等の単位で行動すること。

集合後は，日 時 分発B市B1港行きの，汽船が所有するフェリー 号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は，B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として，日 時 分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう以下に示す要員及びその責任者等について市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員

- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水，食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後，すみやかに，避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は，各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者，障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては傷病者，障害者，高齢者，幼児等を優先的に避難誘導する。また，自主防災組織や自治会など地域住民にも，福祉関係者との連携の下，市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は，数日分の飲料水や食料品，生活用品，救急医薬品，ラジオ，懐中電灯等，必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は，身軽で動きやすいものとし，帽子や頭巾で頭を保護し，靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの，緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部担当 山 男

T E L 0 × × - × 52 - × × 51（内線 × × × ×）

F A X 0 × × - × 52 - × × 52

・・・以下略・・・

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路等における利用の二一ズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡します。

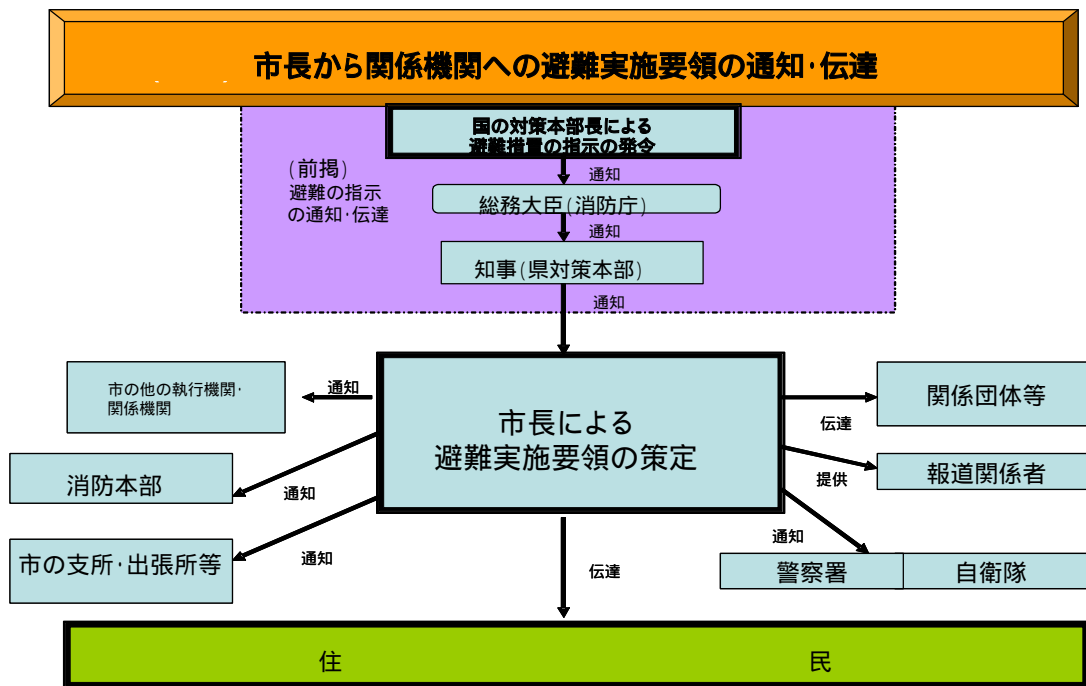
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめるものとします。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達します。その際，住民に対し，迅速な対応がとれるよう，各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努めます。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の執行機関，消防長，消防団長，警察

署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するとともに、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供します。



3 避難住民の誘導 (基 4-1-)

(1) 市長による避難住民の誘導 (法 62)

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うものとします。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って避難経路の要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図ります。この際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、特殊標章等を携行させるものとします。

なお、夜間は、暗闇における視界の低下により避難住民の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずるものとします。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の輸送車

両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとします。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行うものとします。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法 63 ）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官等による避難住民の誘導を要請します。

市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けたときは、その時点における事態の状況や避難誘導の状況を踏まえ、交通規制等の関係機関による措置が円滑に行われるよう、必要な調整を行います。

また、誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行うものとします。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請（法 4 , 70）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、必要があると認めるときは、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。この場合、協力する者の安全の確保に十分配慮します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（法 62 ）

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るものとします。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供するものとし、その際、避難住民の不安の軽減のために可能な限り事態の状況等とともに、国・県・市等の対応についての情報を提供するものとします。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとします。

また、「避難支援プラン」を策定した場合には、当該プランに沿って対応を行うこととなりますが、この場合、あらかじめ民生委員や社会福祉協議会等と十分な協議を行い、その役割を決めておくものとします。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なもの

に止まることも多いことから，時間的余裕がなく，移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は，屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ます。

(7) 残留者等への対応（法 66）

避難の指示に従わず要避難地域に留まる者に対しては，事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い，残留者の説得に努めるとともに，避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には，必要な警告や指示を行います。

(8) 避難所等における安全確保等

市は，県警察が行う被災地，避難所等における犯罪予防のための活動に必要な協力を行うとともに，県警察と協力し，住民からの相談に対応するなど，住民の不安の軽減に努めます。

(9) 動物の保護等に関する配慮（県 3-4-2-2）

市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，可能な範囲で県と連携協力し，次の事項等について，所要の措置を講ずるよう努めます。

- ・ 特定動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は，市の管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは，県警察と協力して直ちに住民に周知徹底を図るよう努めます。

(11) 県に対する要請等（県 3-4-2-4）

市長は，避難住民の誘導に際して食料，飲料水，医療等が不足する場合には，知事に対し，必要な支援の要請を行います。この場合，県による救護班等の応急医療体制との連携に注意するものとします。

また，避難住民の誘導に係る資源配分について，他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は，知事に対し，所要の調整を行うよう要請します。

市長は，知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは，その指示の内容を踏まえ，適切な措置を講じます。

(12) 避難住民の運送の求め等（法 71，72）

市長は，避難住民の運送が必要な場合は，県と調整を行い，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，避難住民の運送を求めます。

市長は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは，指定公共機関にあっては県を通じて国

の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知することとします。

(13) 避難住民の復帰のための措置（法 69）

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じます。

4 武力攻撃事態の類型ごとの避難措置の特徴

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市や県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とします。

このため、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、県や関係機関と連携し、研究・検討を進めることとします。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々ですが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となります。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、この場合においても、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言等を踏まえ、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させ

ることになります。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定します。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関と情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たるものとします。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般的には考えられます。

【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、住民がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。

特に、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から自ら緊急時にいかに対応すべきか問題意識を持ってもらうことが必要です。

弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして対応を考える必要があります。

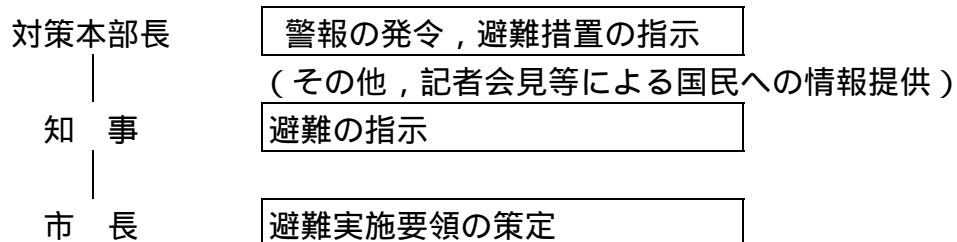
また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本となりますので、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することが必要です。

次に掲げる措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に住民が対応できるよう、避難実施要領の内容は、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

第5章 救援（法16，76）

市は、県と連携し、避難先地域や被災地において避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、救援を次のとおり行うものとします。

1 救援の実施（県3-5-1- ）

(1) 救援の実施（法76 ）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の搜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の搜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助（法76 ）（県3-5-2- ）

市長は、(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置を補助するものとします。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本です。このため、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応については定めないこととします。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内

容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め（法 79）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行います。

3 救援の内容（県 3-5-3- ）

(1) 救援の基準等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「救援の程度及び基準」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断した場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなど、平素から準備した基礎的な資料を参考にして市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意するものとします。

(3) 救援の内容

市は、次の点に留意し、県と連携して救援を実施します。

収容施設の供与

ア 避難所の開設、運営

- ・ 市は、あらかじめ指定されている施設に避難所を開設するものとしませんが、これら適当な建物を得難いときは、仮小屋又は天幕の設営等野外収容施設を設置するものとし、また、避難所を設置した場合は、その旨を県へ報告するものとし、

- ・ 市は、避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、自主防災組織、ボランティアとも連携しつつ、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行うものとします。
- ・ 市は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとします。また、プライバシーの確保等に配慮するものとします。
- ・ 市は、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について配慮するものとします。

イ 救援施設の必要量の把握

- ・ 市は、県と連携し、救援が確実に行われるよう、避難情報等を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化の把握に努めます。

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与（法143，144）

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

- ・ 市は、あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき、避難住民等に対する食糧の調達、供給を行うこととし、必要な食糧の給与が困難な場合は、県に対し、支援を要請します。
- ・ 市は、あらかじめ定めた食糧の集積地を活用し、調達した食糧の集配を行うものとします。

イ 応急給水の実施

- ・ 市は、県と連携し、給水状況や被害状況など、必要な情報を把握し、応急給水を実施します。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ・ 市は、あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、避難住民等に対する生活必需品の調達、供給を行うこととし、必要な生活必需品の給与が困難な場合は、県に対し、支援を要請します。

医療体制の確保

- ・ 市は、必要に応じて医療救護班を編成し、出勤するとともに、災害の種類及び程度により水戸市医師会に出動を要請するものとします。
また、被害の程度により必要と認めるときは、県及び関係機関に協力を要請します。
- ・ 市は、学校、公民館等の避難所、市保健センター等に医療救護所を設置するものとし、必要と認めるときは、県（水戸保健所）に対し、医療救護所を設置するよう要請します。

被災者の捜索及び救出

- ・ 市は、県と連携し、被災者の捜索及び救出について、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携して実施するものとします。
- ・ 被災情報、安否情報等の情報は関係機関で共有するものとします。

埋葬及び火葬

- ・ 市は、棺の調達，遺体の搬送，火葬・埋葬等の手配を行うものとします。
- ・ 市は、県警察等と連携して身元の確認，遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとします。

電話その他の通信設備の提供

- ・ 市は、収容施設等で保有する使用可能な通信設備等の状況を把握し，その提供について，県に協力するものとします。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（法143，144）

- ・ 市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後，武力攻撃災害により住宅が半壊し，又は半焼した者で自らの資力では応急修理ができない者に対して居室，炊事場，便所等日常生活に必要な最低限度の部分について，現物をもって応急修理を行うものとします。
- ・ 市は，資材等が不足した場合は，県に調達の協力を求めます。

学用品の給与

- ・ 市は，県と連携し，避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品をそう失し，又はき損し，就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し，教科書等の給与を行うものとします。
- ・ 市は，県と連携し，児童生徒の被災状況及び学用品の必要量を把握し，その供給体制の確保に努めます。

死体の搜索及び処理

- ・ 市は，県と連携し，避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後，武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり，かつ，各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し，搜索を行うものとします。
- ・ 搜索は，県警察，消防機関及び自衛隊等の関係機関と連携して実施し，安否情報等の情報は共有化するものとします。
- ・ 市は，検案等を終えた遺体について，遺体収容所に収容するものとします。

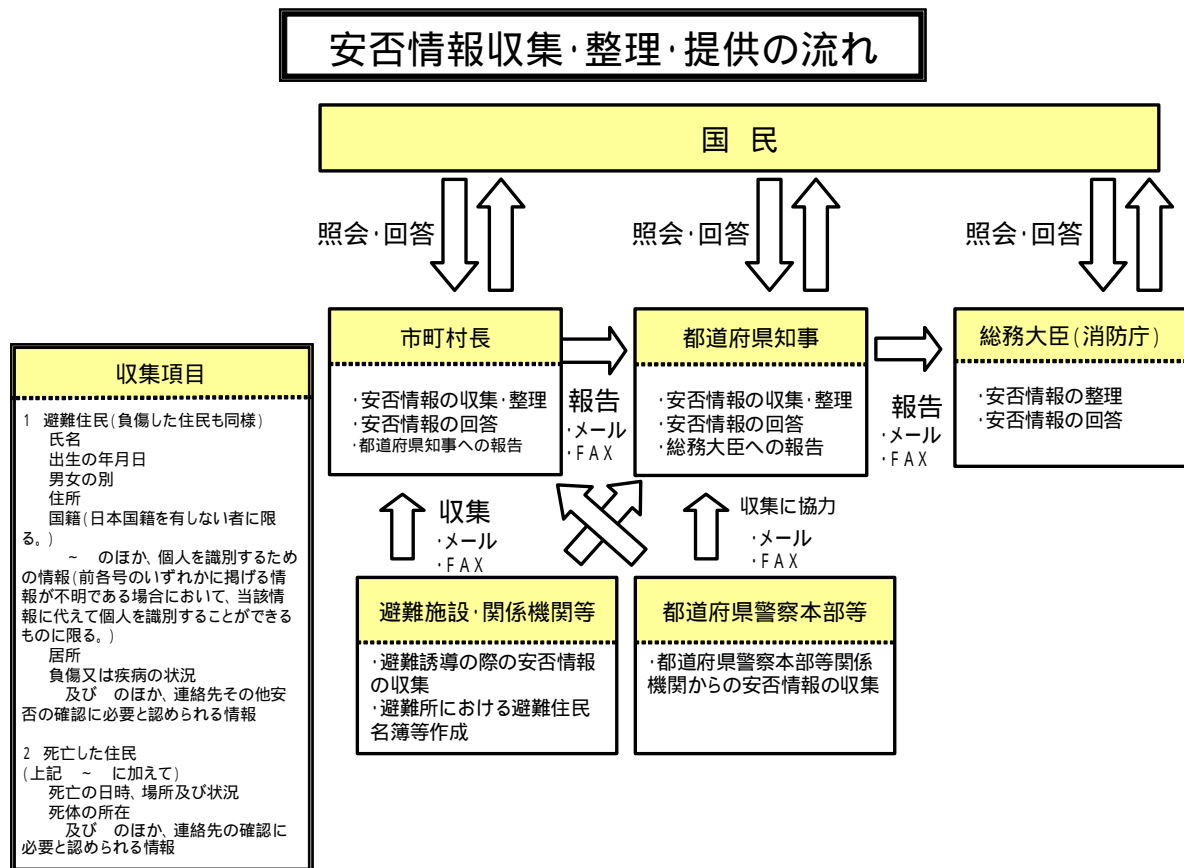
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 市は，避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後，居室，炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石，竹木等の障害物が運び込まれているため，一時的に居住できない者に対し，その除去を行うものとします。
- ・ 市は，市のみでは処理が困難な場合は，県に対し，協力を要請します。

第6章 安否情報の収集・提供（法 16 ）（県 3-6-5）（基 4-2- ）

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答については、次のとおり行うものとします。

安否情報の収集、整理及び提供の流れについては、次のとおりです。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集（法 94 ）

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行うものとします。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行うこととします。

(2) 安否情報収集の協力要請（法 94 ）

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請します。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものとします。

(3) 安否情報の整理（法 94 ）

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理するものとします。

2 県に対する報告（法 94 ）

市長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等で県に送付します。ただし、事態が急迫しており、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答（法 95 ）

(1) 安否情報の照会の受付

市は、市対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレス等について、住民に周知します。

住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口で安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けるものとします。

の様式第 4 号には、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等を記載するものとします。ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取するものとします。

(2) 安否情報の回答

市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者に対し、身分証明書等により本人確認等を行うこと等により当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する様式第5号により回答します。

市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握するものとします。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（水戸市災害対策本部の組織及び運営に関する規程別表第2で定める市民班長）が判断するものとします。

4 日本赤十字社に対する協力（法96）

市長は、日本赤十字社茨城県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するものとします。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行います。

第7章 武力攻撃災害への対処（法16）

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、災害現場における通常への対応のほか、特殊な武力攻撃災害への対応についても活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項については、次のとおりとします。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法97）（基4-3-）

(1) 武力攻撃災害への対処（法97）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請（法97）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国に必要な措置の実施について、要請を行うよう求めます。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

(1) 市長への通報（法98）

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知（法98）

市長又は(1)の通報ができない場合において消防吏員等は、武力攻撃災害の兆候を発見した者又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、特に必要があると認めるときに自らの判断で行う退避の指示や警戒区域の設定については、次のとおり行うものとします。

1 退避の指示（法112）（基4-3- ）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行います。

また、必要により現地調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行うものとします。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものです。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受け、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行います。

【退避の指示例】

「 町×丁目， 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「 町×丁目， 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合に、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内への退避」を指示します。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとします。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し，その行動の実態等についての情報がない場合において，屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

市は，退避の指示を行ったときは，市防災行政無線，広報車等により速やかに住民に伝達し，放送事業者に対してその内容を連絡するとともに，知事に通知します。

また，退避の必要がなくなり，指示を解除した場合は，直ちに，その旨を公示し，退避の指示と同様に伝達等を行うものとします。

市長は，知事，警察官等から退避の指示を行った旨の通知を受けた場合は，退避の指示を行った理由，指示の内容等について情報の共有を図り，退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保等

市長は，退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防職団員に対して二次被害が生じないように，国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況，関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか，消防機関，県警察等と現地調整所等において連携を密にし，活動時の安全の確保に配慮します。

市長は，市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には，必要に応じて県警察，自衛隊等の意見を聞くなど，安全確認を行ったうえで活動させるとともに，各職員が最新の情報を入手できるように，緊急の連絡手段を確保し，また，当該地域からの退避方法等の確認を行うものとします。

市長又は消防長は，退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防職団員に対し，武力攻撃事態等においては，必ず特殊標章等を交付し，着用させることとします。（法 158 ）

2 警戒区域の設定（法 114）（基 4-3- ）

(1) 警戒区域の設定

市長は，武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，住民からの通報内容，関係機関からの情報提供，現地調整所等における関係機関の助言等から判断し，住民の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に必要があると認めるときは，警戒区域の設定を行います。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は，武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため，特に必要がある場合において，退避の指示と同様に，地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものです。

警戒区域は，一定の区域をロープ等で明示し，当該区域内への立入制限等への違反については，

罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものです。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえてその範囲等を決定するものとしします。

また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行うものとしします。

なお、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知識・見識や装備等を有する機関に対し、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定するものとしします。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡するものとしします。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとしします。

警戒区域内では、交通の要所に市の職員を配置し、県警察、消防機関等と連携し、車両及び住民が立ち入らないよう、必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報の共有を図り、緊急時の連絡体制を確保するものとしします。

市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について、情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について、調整を行うものとしします。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市の職員の安全の確保を図るものとしします。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置（法 111）（県 3-7-3-3）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物が入った大量のドラム缶など武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとしします。

(2) 応急公用負担（法 113）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると

認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとします。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管し、公示します。）

4 消防に関する措置等（県 3-7-3-5）（基 4-3- ）

(1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう、必要な措置を講ずるものとします。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行うものとします。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう県と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出

拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど，消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行うものとします。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は，他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合は，消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため，武力攻撃災害の発生状況を考慮し，県との連絡体制を確保するとともに，消防長と連携し，出動可能な消防部隊の把握を行うなど，消防の応援出動等のための必要な措置を行うものとします。

(7) 医療機関との連携

市長は，消防機関とともに，搬送先の選定，搬送先への被害情報の提供，トリアージの実施等について，医療機関と緊密な連携のとれた活動を行うものとします。

(8) 安全の確保

市長は，消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し，二次被害を生じることがないように，国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し，最新情報を提供するとともに，県警察等との連携した活動体制を確立するなど，安全の確保のための必要な措置を行うものとします。

市長は，必要により現地に職員を派遣し，消防機関，県警察，自衛隊等と共に現地調整所を設け，各機関の情報の共有，連絡調整に当たらせるとともに，市対策本部との連絡を確保させるなど，安全の確保のための必要な措置を行うものとします。

市長は，知事又は消防庁長官から被災地に対する消防の応援等の指示を受けたときは，武力攻撃の状況及び予測，武力攻撃災害の状況，災害の種別，防護可能な資機材，設備，薬剤等に関する情報を収集するとともに，出動する要員に対し，情報の提供及び支援を行うものとします。

消防団は，施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し，災害現場においては，消防本部と連携し，その活動支援を行うなど，団員に危険が及ばない範囲に限定して活動するものとします。

市長又は消防長は，特に現場で活動する消防職団員等に対し，必ず特殊標章等を交付し，着用させることとします。（法 158 ）

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国、県その他の関係機関と連携して国の方針に基づき対処する事項については、次のとおりとします。

1 生活関連等施設の安全確保（法 102）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合は、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報の収集に努めます。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、必要があると認めるとき、又は生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者としての立場から安全確保のために必要な措置を行います。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるものとします。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103）

(1) 危険物質等に関する措置命令（基 4-3- ）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民の運送などの措置において、運送に使用する車両の燃料等の危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

（対象）

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国

民保護法施行令第 29 条)

毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同上第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物業者，同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第 5 条第 1 項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

（措置）

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については，消防法第 12 条の 3，毒物劇物については，国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）

危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求めます。また，市長は，(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとします。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、次のとおり行うものとします。

1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）（基4-3）

市は、近隣市町村に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 市地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとします。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める方法により、消防本部に連絡するものとします。

市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合は、警報の内容の通知に準じて関係機関に当該公示の内容を通知するものとします。

市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部に連絡するとともに、連携して応急対策を行うものとします。

(3) 住民の避難誘導

市長は、知事が住民に対し、避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行います。（法61，62）

市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがないと判断した場合は、地域の住民に対し、退避の指示を行い、その旨を知事に通知します。（法112）

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が茨城県原子力オフサイトセンター等で主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必

要な連携を図るものとしします。

市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて必要な応急対策を講じます。

(5) 国への措置命令の要請等（法 102 ）

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するよう、知事が要請するよう求めます。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう、知事が要請するよう求めます。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合は、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するなど、必要な措置を講ずるものとしします。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる市の職員の安全の確保に配慮します。

2 N B C 攻撃による災害への対処（法 107 ）（基 4-3）

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとしします。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、被害の現場における状況に照らし、現場及び影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

市は、保有する装備・資機材等を用い、対応可能な範囲内で関係機関と連携し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる

場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づき、所要の措置を講ずるものとします。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知識・見識、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

また、市長は、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて国及び県と連携し、それぞれ次の点に留意して措置を講ずるものとします。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施します。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性から特に留意が必要です。

このため、市は、関係機関等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力するものとします。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

(5) 市長の権限（法 108）

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため、協力要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとします。

	対象物件等	措置
1号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	占有者に対し，以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し，以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知します。

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

また、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に国民保護法施行令第31条に規定する次に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行います。

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる建物又は場所
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等について、現地調整所や県から積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第 8 章 被災情報の収集及び報告（法 126，127 ）（県 3-8- ）（基 4-4-1）

市は、被災情報の収集及び知事への報告については、次のとおり行うものとします。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市長は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、収集に努めるものとします。
- (2) 市長は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとします。
- (3) 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X 等により、直ちに被災情報の第 1 報を報告します。
- (4) 市長は、第 1 報を知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定められた様式に従い、電子メール、F A X 等により、県が指定する時間に知事に報告します。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合は、火災・災害等即報要領に基づき、直ちに知事及び消防庁に報告するものとします。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置については、次のとおり行うものとします。

1 保健衛生の確保（法 123）（基 4-3- ）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて住民と協力し、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施するものとします。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するものとします。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとします。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施するものとします。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施するものとします。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し、情報提供を行うものとします。

市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備します。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行うものとします。

2 廃棄物の処理（法 124）（基 4-3- ）

(1) 廃棄物処理の特例

市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に基づき、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるものとします。

市長は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導するものとします。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備するものとします。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等に係る要請を行うものとします。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置（法 16 ）

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、関係機関と連携し、次のとおり行うものとします。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129）

市は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際に必要な学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとします。

(2) 公的徴収金の減免等（法 162 ）（基 4-5- ）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとします。

3 生活基盤等の確保（法 134 ）（基 4-5- ）

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するため、必要な措置を講ずるものとします。

(2) 市道等の適切な管理

市は、市道等の管理者として、市道等を適切に管理するものとします。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等の適切な交付及び管理について、次のとおり行うものとします。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

(1) 特殊標章等

特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章

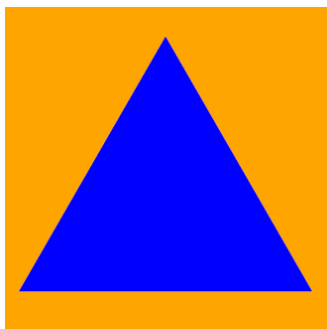
身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

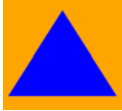
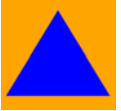
【特殊標章】



(オレンジ色地に
青の正三角形)

【身分証明書のひな型（市長の例）】

表面

	水戸市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		

有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
_____		_____

（日本工業規格A7（横74ミリメートル，縦105ミリメートル））

(2) 特殊標章等の交付及び管理（法158）（基4-4-）

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要項を作成したうえで、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、使用させるものとします。

市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発（基 4-4- ）

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（法139）（基4-5- ）

市は、市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害が発生したときは、一時的な修繕や補修など、応急の復旧のための措置を次のとおり行うものとします。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、市が管理する施設及び設備の被害状況について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとします。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合は、保守要員により速やかな復旧措置を講ずるものとします。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を経由して直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 県に対する支援要請（法140）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し、支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて応急の復旧のための措置を講じます。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法 16 ， 141）（基 4-6）

市は、市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害が発生したときの災害の復旧については、次のとおり行うものとします。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法整備を行うとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について、速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携して実施します。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧（法 139）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧を行います。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方針を定めます。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等（県4-3-4）

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、要した費用の支弁等に関する手続等については、次のとおり行います。

1 国民保護措置に要した費用の支弁，国・県への負担金の請求

（法159，164，166，167，168）

(1) 国・県に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより国・県に対し、負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管するものとします。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法159）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第40条に定める手続等に従い、補償を行います。

(2) 損害補償（法160）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第43条及び第44条に定める手続等に従い、損害補償を行います。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じた場合を除き、国民保護法施行令第45条及び第46条に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等（基 1- ）

(1) 市民の権利利益の迅速な救済（法 159，他）

市は，武力攻撃事態等の認定があった場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため，市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するものとします。

また，必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより，市民の権利利益の救済のため迅速に対応するものとします。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項，80条第1項，115条第1項，123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条，175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条，175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は，市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し，協力の要請日時，場所，協力者，要請者，内容等を記した書類等）を市文書管理規程等の定めるところにより，適切に保存するものとします。

また，市民の権利利益の救済を確実にを行うため，武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために，安全な場所に確実に保管する等の配慮を行うものとします。

市は，これらの手続に関連する文書について，武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するものとします。

第5編 緊急処理事態への対処 (法 178, 183)

1 緊急処理事態 (基 5-1, 5-3)

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりです。

市は、緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととします。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 (基 5-3)

緊急処理事態においては、国の対策本部長により攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を市域を管轄する機関及び市域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行います。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行うこととします。

変更履歴

平成 19 年 3 月 計画策定
平成 19 年 4 月 第 1 回変更（法令改正，名称・組織変更）